などの相談が市に多く寄せられています。近年、空き家等の管理が適正に行われていないため、 近隣の住民から不安を感じている、 迷惑を受けている

を進めるために「長門市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成25年10月1日から施行しました。 このため市では、所有者に空き家の適正な管理を求め、 良好な生活環境の保全や、 安全で安心なまちづくり

# 定されました!管理に関する条例が制長門市空き家等の適正

制定の背景

声が市役所にも多く寄せられて が続く空き家等が増えてきまし などが懸念され、改善を求める 不審者の侵入や衛生環境の悪化 台風・暴風による破損での飛散、 うな建物の老朽化による倒壊や 進んだ結果、長期間無人の状態 亡・転出などによる人口減少が 私たちの住む長門市には、 近隣の住民からは、そのよ 死.

理者や相続人が所在不明である 者が管理を行うものですが、管 家屋等については、 本来所有

> 場合や管理する意思がないなど ため、この条例を制定しました。 て市民の安心・安全を確保する 対応が難しい場合もあります。 このようは状況から、市とし

## 空き家とは

建 物 む 使用されていない常時無人の のことをいいます (その他工作物、 敷地を含

# 所有者の責任です!空き家の適正な管理は

適正な管理を行わなければなら 管理不全な状態とならないよう ない」と規定しています 者の責務として、「空き家等が この条例では、 空き家の所有

> さい ないよう、 命や財産に被害を与えることの る空き家等について、 所有者は、 適切に管理してくだ 自分が所有してい 他人の生

# 管理状況が「不全」とは

建物の倒壊や破損などにより るおそれのある状態 人の生命や財産に被害を与え

周囲の住民の生活環境に被害 誰でも建物内に入り込むこと 可能性がある状態 火災やその他犯罪の

を与える可能性がある状態

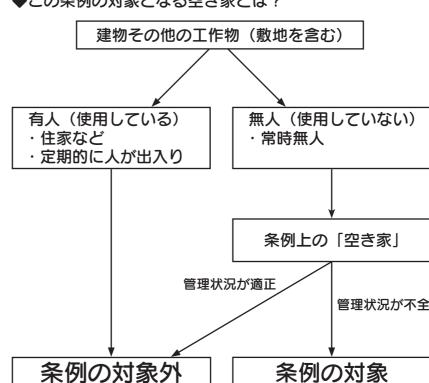












# 条例による市の対応内容

### ◆この条例の対象となる空き家とは?

### ▲飯森山から見た長門市街のようす

を行うよう勧告を行います。 お管理不全な状態が改善されな いときは、所有者に必要な措置

助言や指導または勧告に従っ 所有者が必要な措置をする

> 解体や撤去に対する補助金を支 ときは、技術的な助言とともに、 給します。

> > 管理不全な状態を改善する方法

握した場合、

実態調査を行いま

の同意の上、立入調査をします

必要がある場合は、

所有者

が行われていない空き家等を把

の点検などにより、

適正な管理

市民からの情報提供または市

があり、 限の緊急の対応をします 得られた上で、 者にその費用を負担する同意が ぶおそれがあるときには、 を解消することができない事情 等で、所有者がすぐにその状態 管理不全な状態にある空き家 近隣の住民に被害が及 行政が必要最小

### 命令・ 公表

措置について、

管理不全な状態の改善に必要な

助言や指導を行

は

空き家等の所有者に対して

不全な状態と認められるとき

調査により、

空き家等が管理

助言・指導

3

助言や指導にも関わらず、

な

う命令します 適正管理に関する審議会の審議 家が著しく管理不全な状態であ るときには、 所有者が勧告に応じず、 必要な措置を講じるよ 長門市空き家等の 空き

いときは、 正当な理由もなく命令に従わな 命令を行ったにも関わらず、 氏名等の公表を行い

7 所有者が命令に従わず、 代執行

他に

経費は、所有者から徴収します。 行法の定めるところにより、 認められるときには、 辺の住民に大きな影響があると がない場合で、そのままでは周 これに要する 行政代執

## 市からの助成

上記4の支援による補助金 次のとおりとなります。

### 延べ床面積200 未満のもの…経費の12、 平方メ 50 万

延べ床面積20平方メ 以上のもの…経費の12、 円を限度 70 万

※ただし、 所得制限があります

円を限度

### 相談 問い合わせ

建設部都市建設課

三隅支所総合窓口課 Tel 23 4

2

油谷支所総合窓口課